

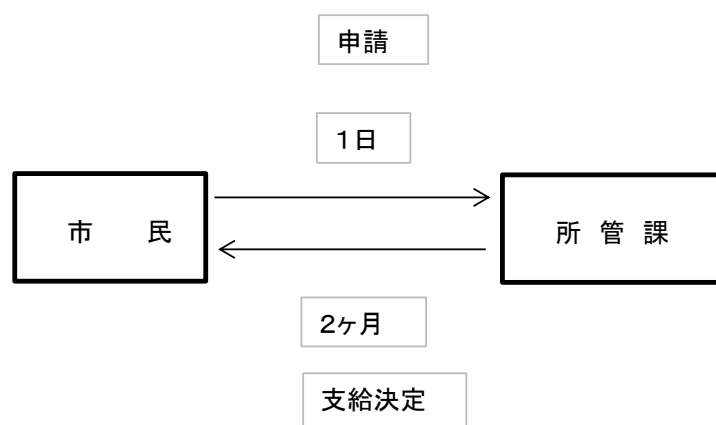
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 67

処 分 名	子ども医療費の助成金の決定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、審査を行い、助成金を決定し支給する。	
根 拠 法 令 名	松山市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第14号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日 ※高額療養費に該当する場合には、保険者への照会を行うため、決定に120日程度要する。	
標準処理期間	計 60日	
判断基準	<p>松山市子ども医療費の助成に関する条例第3条に該当する者の申請で、第3条の各号及び第5条並びに第6条に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 「松山市子ども医療費の助成に関する条例」</p> <p>(助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者は、保護者であって本市の区域内に住所を有するものとする。ただし、その子どもが次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者 (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者</p> <p>(助成) 第4条 市長は、子どもが保険給付を受けたときは、その保護者に対し、当該保険給付に係る一部負担金を助成するものとする。 2 前項の規定による助成の額は、月を単位として計算するものとする。</p> <p>(助成の対象期間) 第5条 前条の規定にかかわらず、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過した場合の当該保険給付に係る医療費は、助成の対象としない。</p> <p>(助成制限) 第6条 第4条の規定にかかわらず、医療費の助成の原因となった疾病、負傷等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部について、第三者からの賠償を受けるときは、その賠償の限度において助成をしないものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請の受付時に決定予定日を申請者にお知らせする。

※高額療養費に該当する場合の助成金については、保険者への照会を行うため、支給決定に4ヶ月程度要する。